平成２２年（フ）第９６号
釧路市昭和南６丁目21番１号
債務者　朱田　昭彦
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
釧路市芦野２丁目３番11号　ぐりーんはいむ102号室
債務者　澁谷　雄介
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
釧路市愛国東２丁目55番３号　ハイムもくれん右号室
債務者　中村喜久代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野264番地
債務者　原田真由美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
青森県五所川原市字雛田162番地45
債務者　佐々木真子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
青森県つがる市木造大湯町亀西１番地２
債務者　田村　重孝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
青森県北津軽郡鶴田町大字山道字小泉66番地４　コーポラス山一11号
債務者　神　　敏広
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
青森県五所川原市大字広田字柳沼94番地５
債務者　須藤　優也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
青森県五所川原市大字梅田字福浦28番地
債務者　佐藤　正輝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
青森県五所川原市大字湊字千鳥90番地　市営住宅８－８
債務者　関　三保子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
青森県五所川原市金木町芦野216番地70　若松団地５号
債務者　斎藤　　恒
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
青森県つがる市柏広須野宮91番地１
債務者　松橋亜津里
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
青森県つがる市車力町屏風山１番地115　中塚２号団地８号
債務者　梶浦　勇人
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
青森県つがる市車力町屏風山１番地115　中塚２号団地８号
債務者　梶浦佐都子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
青森県北津軽郡板柳町大字赤田字桂81番地１
債務者　小野　哲栄
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
青森地方裁判所五所川原支部破産係